

国立大学法人東京学芸大学任期付附属学校運営参事退職手当規則

平成 16 年 4 月 1 日

規 則 第 25 号

改正（施行）平 26 則 18(27. 1. 1)

平 31 則 8 (31. 2. 7)

令 3 則 14(3. 4. 1)

令 6 則 36(6. 9. 26)

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。以下「就業規則」という。）第 3 条第 4 号に規定する任期付附属学校運営参事（国立大学法人東京学芸大学年俸制給与に関する規則（平成 26 年規則第 13 号）第 2 条第 2 号の規定の適用を受けている者を除く。以下「運営参事」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第 2 条 本学の附属学校教員が運営参事に就任した場合の退職手当は、引き続き在職したものとみなして取り扱うものとする。なお、当該運営参事から引き続き附属学校教員に復帰した場合又は人事交流により地方公共団体の職員となった場合には、退職手当は支給しない。

2 国立大学法人東京学芸大学退職手当規則（平成 16 年規則第 19 号。以下「退職手当規則」という。）第 11 条に定める地方公共団体から雇用された運営参事の退職手当は、同条に定める規定によるものとする。

3 就業規則第 3 条第 4 号に定める定年退職等再雇用職員として雇用された運営参事には、退職手当は支給しない。

4 就業規則第 8 条の 2 ただし書きの規定により、採用時の年齢が同条第 2 号に定める雇用上限年齢を超えて雇用された運営参事が退職する場合の退職手当は支給しない。

5 前各項に定める者以外には、常勤職員の例に準じて退職手当を支給するものとする。

（在職期間の通算）

第 3 条 運営参事のうち、本学の教員以外の者が運営参事に就任した場合における在職期間の通算の取扱いについては、常勤職員の例に準ずるものとする。

（その他）

第 4 条 退職手当の支給その他この規則に定めのない事項については、常勤職員の

例に準ずるものとする。

2 前項により難い場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6 則 36）

この規則は、令和 6 年 9 月 26 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。